



家内労働

令和8年
夏号
No.207

◆ 私たちにご相談ください! ◆

私たち家内労働相談員は、皆さまの作業場などをお訪ねして、有機溶剤健康診断、作業場の環境改善、工賃に関すること、傷病共済制度や労災保険特別加入制度など、各種相談をお受けしています。

また、「家内労働相談コーナー」には、相談員が常駐していますので、お気軽にご相談ください。

当コーナーでは、製靴関係の仕事情報を掲示しています。情報はインターネットでも閲覧することができ、ご希望の方には、更新情報をメールでお届けいたしますので、是非ご利用ください。

相談員 紹介

家内労働相談員の4人です。

相談コーナー、巡回相談等で皆様と接する機会があった際には、どうぞよろしくお願いします。

大 野
相談員

丸 山
相談員

柳 川
相談員

鳩 山
相談員

目次 INDEX

- ◆ 私たちにご相談ください ～家内労働相談員の紹介～ 1
- ◆ 革靴製造業最低工賃が改正されました! 2・3
- ◆ あんしん共済に加入しませんか 4
- ◆ 令和7年度安全衛生講習会を開催しました! 5
- ◆ 家内労働相談コーナーのご案内 6

革靴製造業最低工賃が改正されました！

令和8年5月14日から、東京都内において革靴製造業に従事する家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。

工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下表の金額以上でなければなりません。

業務	品 目		規 格		工 程 (気の工程全て行う場合)	金 額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	928円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	783円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	1,465円
	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け	704円
底 付 け (セメントテッド方式によるものに限る。)	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ及び本底張付け	788円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	874円
		ショートブーツ		裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,010円
	婦 人 靴	ショートブーツ	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,266円
		サンダル		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	704円
裁 断	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	160円
	婦 人 靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	183円
	サンダル		牛革の地生	無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	149円

問合せ先

東京労働局労働基準部賃金課 ☎03-3512-1614

又は東京都内の各労働基準監督署(支所)

東京労働局ホームページ(家内労働関係) QRコード →



最低工賃、守っていますか？

最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃のきまり

最低工賃額を下回る工賃での委託は無効となります。委託者の皆さんは最低工賃額より低い工賃での委託をすることはできません。たとえ、最低工賃額より低い工賃で仕事の委託を約束しても、最低工賃との差額を支払わなければなりません。違反した場合には、罰則が科せられます。

工賃の支払い

現金で全額支払うことや、納品から1か月以内に支払うことなどが委託者に義務付けられています。

現金で	製品や小切手での支払いはできません。 ただし、家内労働者の同意があれば次の2つは差支えありません。 ア 郵便為替の交付 イ 銀行などの預金・貯金への振込み
納品から1か月以内に	納品物の検査が完了していないからといって、支払いを先のばしにすることはできません。
全額一括で支払い	家内労働者が必要な機械などを委託者から購入したとしても、代金を工賃から差し引いて支払うことはできません。不良品があって工賃を減額する場合でも、全額支払い後、改めてその額を請求することになります。

家内労働者手帳の交付の義務付け

家内労働者の権利を保護し、委託者と家内労働者との間でトラブルが起こるのを防ぐため、工賃などの委託条件を前もって文書で明確にさせる必要があります。

伝票式家内労働手帳（見本）

- これらの用紙は2枚複写になっています。2枚目を家内労働者の方に交付してください。
- 必要事項が満たされていれば、伝票でもかまいません。
- 「家内労働相談コーナー」でも伝票式の家内労働手帳をお配りしています。

病気やケガによる休業にそなえて あんしん共済に加入しませんか？

加入できる方の条件

15歳から75歳までの方で、以下のいずれかに当てはまる方

- 都内在住又は在勤の専門的家内労働者とその家族従業者
- 従業員4人以下の製造業又は製造小売業を営む都内在住又は在勤の個人事業者とその家族従業者

※加入申込み時には審査があります。

お申込みいただいてもご加入いただけない場合もありますのであらかじめご了承ください。

入ってうれしい3つの「あんしん」

<その1> まさかの時の生活をサポート！

病気、ケガによる入院・通院・自宅療養で、終日休業しなくてはならない日が6日以上続いた場合、初日に遡って共済金をお支払い（1年間180日、通算5年間360日限度）

<その2> お安い掛金、でもしっかり保障

掛金のお支払いは月々1,600円（女性15～64歳、共済金1日3,000円の場合）から

<その3> 80歳まで契約継続可能

ご加入は15歳から75歳まで。以後は80歳まで契約更新していただくことが可能です。

◆ 掛金・補償内容は？

		A型（3,000円）コース				B型（5,000円）コース			
共 済 金		1日3,000円 ※（最高54万円／年） ※同一傷病限度額				1日5,000円 ※（最高90万円／年） ※同一傷病限度額			
見舞金（死亡時）		18万円				30万円			
掛 金	年 齢 区 分	15歳～64歳		65歳～80歳		15歳～64歳		65歳～80歳	
	男女別区分	男	女	男	女	男	女	男	女
	月 払 い（円）	1,800	1,600	2,800	2,600	2,800	2,400	4,500	4,000
	半年払い（円）	10,350	9,200	16,100	14,950	16,100	13,800	25,875	23,000
一括払い（円）		19,800	17,600	30,800	28,600	30,800	26,400	49,500	44,000



あらゆる病気、ケガに対応していて安心！

2つのコースから家計の状況や求める補償内容等に応じて選べるのも魅力です！

お問い合わせ：公益財団法人東京都中小企業振興公社 共済事業担当

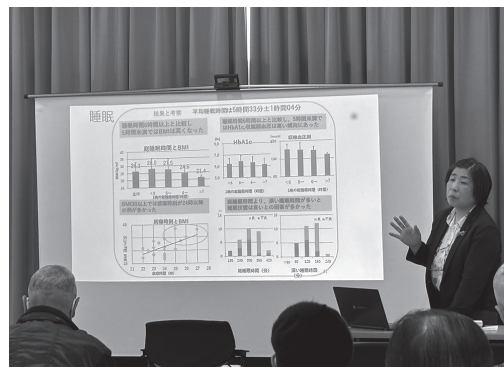
☎ 0120-816093（ハイローキョウサイ） 受付時間：平日9時～17時

令和7年度安全衛生講習会(第2回)を開催しました!

テーマ 高齢期の栄養管理と生活習慣病の予防対策 ～食生活の観点から～

令和8年3月4日(水)都立産業貿易センター台東館にて、令和7年度第2回安全衛生講習会を開催しました。

日本栄養大学教授の蒲池 桂子さんを講師に迎え、毎日の食事での栄養管理や睡眠についてお話を伺いました。後半は、簡単に組み組めるトレーニングを行いました。



自分の食生活
の見直しが
できました。

参加者の声

食品の
食べ方により
健康に暮らすことの
大切さを
知りました。



講習会のポイント

- ☑ 運動の継続は、「バランス」、「筋トレ」、「持久力づくり」
- ☑ 食事は主食主菜副菜を1日3回時間を決めて食べましょう
- ☑ なるべく午前12時前には就寝しましょう

◆ 安全衛生講習会を活用してみませんか ◆

過去の安全衛生講習会のテーマ

過去のテーマを以下3つに入れ替え

- ・腰痛・転倒を防ぐ体力づくり(講師:理学療法士)
- ・難聴がもたらす認知症のリスクと難聴予防(講師:聴覚研究者)
- ・家内労働チェックポイント(講師:安全衛生コンサルタント)

講師・会場の手配
不要

開催は平日・休日
どちらでもOK

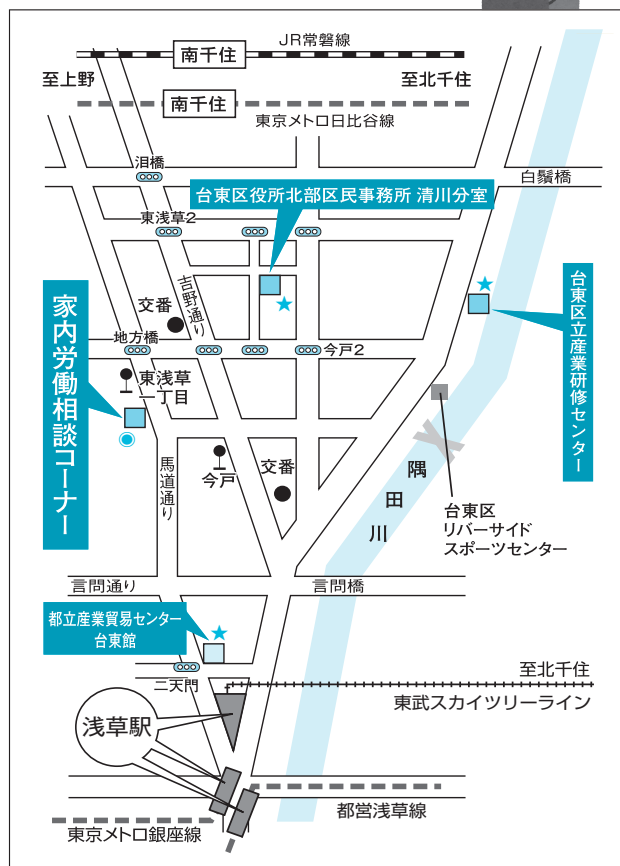
開催に必要な経費は
**すべて東京都が
負担します**

問合せ先 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課家内労働担当
☎03-5320-4654

家内労働相談コーナーのご案内



相談日時	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時
所在地	〒111-0032 東京都台東区浅草5-70-11(川口ビル2階)
電話	03-3871-4555
FAX	03-3871-4550
交通案内	【鉄道】 「東京メトロ銀座線」「都営浅草線」 「東武伊勢崎線」浅草駅下車 徒歩15分 【都バス】 「東武浅草駅前」より 東42「南千住駅西口」行き 又は「南千住車庫前」行き 「今戸」下車 徒歩2分 草64「池袋駅東口」行き 「東浅草一丁目」下車 徒歩1分



■ 委託者の方々へ… 製靴関係の仕事の情報をお寄せください

東京都では、履物関係の家内労働者に対して、仕事の情報(職人募集情報)を提供しております。
裁断・製甲・底付・仕上げなどの職人をお探しの場合は、相談コーナーへFAXでお申し込みください。
情報は1か月掲示いたします。FAX 03-3871-4550
申込用紙は相談コーナーにございますので、お問い合わせください。
TOKYO はたらくネットからもダウンロードできます。

《職人募集の掲示依頼書》

下記の該当するところを「○」で囲み、ファックス送信でお申し込みください。

FAX 03-3871-4550

職 種	1 紳士靴
	2 婦人靴
内 容	1 裁断
	2 製甲
作業形態	1 取り仕事
	2 通い
内容・詳細 その他条件	1 底付け
	2 仕上げ
事業所名 所在地 電話番号 担当者名	3 その他()
	4 その他()

①雇用労働者の求人情報については、取り扱っておりません。
②お寄せいただいた仕事情報は、「家内労働相談コーナー」等が10箇所以内の行政窓口等と東京都のTOKYOはたらくネットにお申し込みの日の日から原則として1ヶ月間掲示いたします。職人さんからの問い合わせがあり、充足した場合は取り下げさせていただきますのでご遠慮ください。
③掲載の情報はあくまで職人さんへの、直接募集を主としてお寄せください。工賃等の条件はあなたの直接話し合ってください。 (相談コーナーによるお断りや特定はいたしません。)
④職人さんからの問い合わせがない等で掲載の延長を望まれる場合には、ご連絡ください。



TOKYO はたらくネット
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/

